

「みえ^へ歯ートネット」運営協議会会則

第1条 目的

本会は、障がい児（者）歯科保健医療の充実を通して、三重県における障がい児（者）の健康づくりに寄与し、関連する活動や研修を行い、障がい児（者）のQOLの向上を図ることを目的とする。

第2条 組織

本会を構成する組織は、三重県健康福祉部、三重県歯科医師会、障がい児（者）支援団体、その他本会事業の推進に必要と認められる団体とする。

第3条 役員

本会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 2名

- 1) 会長は、三重県歯科医師会会長をもって充てる。
副会長は三重県健康福祉部、障がい児（者）支援団体の代表をもって充てる。
- 2) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3) 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。
- 4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第4条 事業

本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- 1) 「みえ歯ートネット」の運営に関する事項を決定する。
- 2) 障がい児（者）歯科保健医療の充実のため、必要な事業方針を決定する。
- 3) 事業推進のため研修会を開催する。

第5条 会議

本会は、前条の事業の企画、ならびに会務報告を行なう。また、会議は会長が召集する。

第6条 事務局

本会の事務局は、三重県歯科医師会事務局に置き、事務責任者は、三重県歯科医師会の理事をもって充てる。

第7条 補則

本会運営に関する必要事項は会長が別に定めるものとする。

第8条 アドバイザー

本会の事業推進に関して、必要に応じてアドバイザーを招集できる。

附 則 この会則は、平成22年2月11日より施行する。

みえ歯一トネット運営に関する今後の予定

●第1回「みえ歯一トネット」運営協議会

日 時 平成22年2月11日（木・祝）午後1時30分～2時

場 所 三重県歯科医師会 3階 情報センター

協議事項 (1)「みえ歯一トネット」運営協議会会則の承認について
(2)その他

●「みえ歯一トネット」設立記念講演会

日 時 平成22年2月11日（木・祝）午後2時～4時

場 所 三重県歯科医師会 2階 大会議室

プログラム

14:00～14:10 開会挨拶 三重県歯科医師会会長 峰 正博

三重県自閉症協会会長 中野 喜美

14:10～14:30 事業説明 「みえ歯一トネット」について

(14:10～14:25)「みえ歯一トネット」事業経緯と今後のスケジュール

会員への運用の説明

中井常務理事

(14:25～14:30) 障害者歯科センターの実績と課題について 武山理事

14:30～16:00 記念講演会 『共に生きるための地域支援』

三重県立小児心療センターあすなろ学園

園長 西田 寿美 氏

●病院歯科・口腔外科に対する「みえ歯一トネット」歯科診療ネットワークにおける全身麻酔下の歯科治療受け入れ可否のアンケート調査

日 時 平成22年2月11日 設立以降に発送

●県民用パンフレットの作成・配布（配布時期・配布先・配布方法検討）

※ 別紙参照

●「みえ歯一トネット」ホームページの開設（運用開始平成22年4月1日）

（専用HP <http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/index.htm>）

●「みえ歯一トネット」協力歯科医院マップの作成・配布（配布時期・配布先・配布方法検討）

●障がい者歯科研修会の開催（年2回）

みえ歯一トネット協力歯科医院数

| 支部 | 協力歯科医院数 |
|--------|---------|
| 桑員支部 | 14件 |
| 四日市支部 | 19件 |
| 鈴鹿支部 | 10件 |
| 亀山支部 | 2件 |
| 津支部 | 18件 |
| 松阪支部 | 13件 |
| 伊勢度会支部 | 17件 |
| 志摩支部 | 4件 |
| 尾鷲支部 | 2件 |
| 南紀支部 | 4件 |
| 伊賀支部 | 13件 |
| 計 | 116件 |

(H22年1月末)

歯科治療を希望される障がいのある皆様へ（案）

障がいのある皆様がより身近なところで歯科治療を受けていただけるように、また、必要に応じてより専門的な歯科治療を受けていただけるように、お手伝いするネットワークができました。

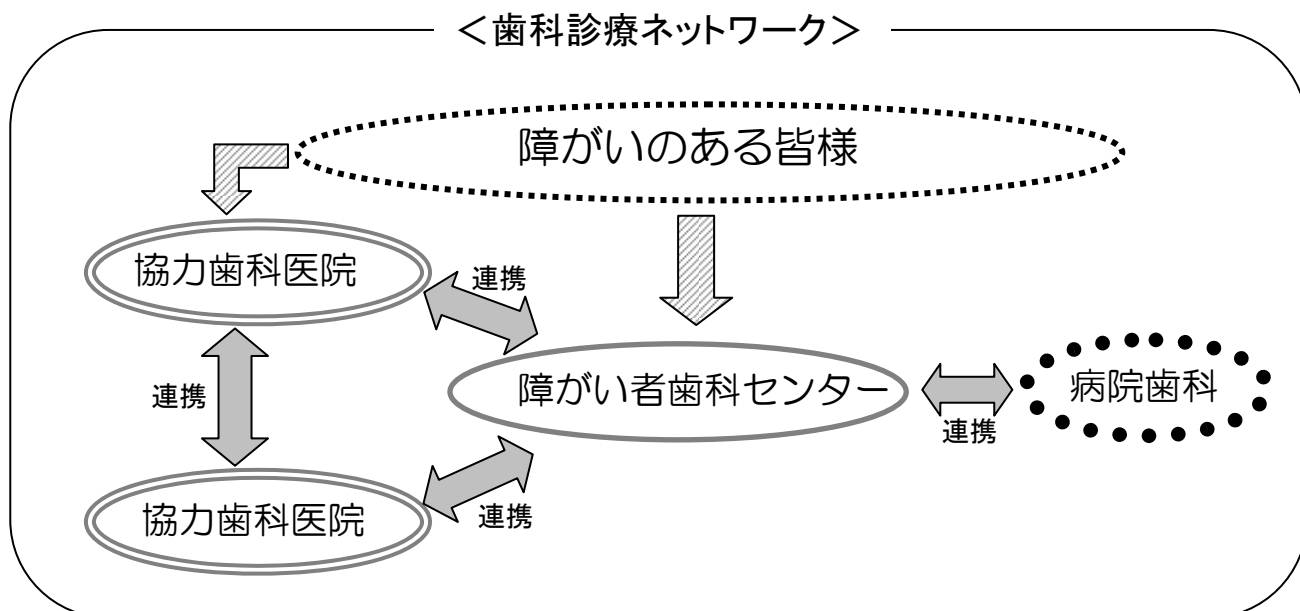
みえ歯ートネット

（平成 22 年 2 月 11 日設立・同年 4 月 1 日始動）



主な活動

- ☆障がいのある皆様のニーズに対応した、歯科疾患の予防や歯科治療を通じた口腔保健の向上を目指す。
- ☆地域で障がいのある皆様が、安心して利便性良く歯科受診できるよう、障がいの程度や治療の内容に応じて、県内障がい者歯科センターと協力歯科医院とが連携して必要な歯科医療を提供する。（歯科診療ネットワーク）
- ☆歯科関係者への研修を行い、障がい児（者）歯科治療への理解と知識を高める。



「協力歯科医院」とは？

身近なかかりつけ歯科医として、皆様の歯科治療や定期的なケアを行う歯科医院です。そのために研修を受け、より良い治療ができるように努めます。なお、協力歯科医院によって、対応できる障がいの程度や治療が異なります。

※協力歯科医院以外の歯科医院でも、もちろん従来どおり受診できます。

協力歯科医院の情報はどのようにしたらわかるの？

- ①協力歯科医院の名簿を三重県歯科医師会のホームページ(<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/index.html>)
三重県健康づくり室のホームページ (<http://dkint01/kenkot/hp/hpm21/>)などで
ご案内していますので、いずれかにお問合せください。

歯科診療ネットワークを活用するにはどうしたらいいの？

- ①協力歯科医院名簿を参考に、希望される歯科医院をお決めください。
- ②事前に電話などで、直接、歯科医院にお問合せください。
<障がいの程度や、受診の理由などを伝えるとよいでしょう。>
- ③受診時は、健康保険証と一緒に、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちください。また、お薬をお飲みの方は薬剤情報提供書をお持ちください。

活用上の留意点

- ①協力歯科医院では、受診された時に、障がいの程度やお口の中の状況を見て、自分の歯科医院で治療が行えるかどうか判断します。
- ②自分の歯科医院で行えない場合は、別の歯科医院や、障がい者歯科センターを紹介することがあります。
- ③障がい者歯科センターにおいて、治療が行えない場合は、病院歯科・口腔外科を紹介することがあります。

お口の健康を守るポイント

むし歯や歯ぐきの病気（歯肉炎・歯周炎）は、早期発見・早期治療が大切です。

☆ネットワークを活用して、身近なところでもかかりつけ歯科医をつくりましょう。

☆治療だけでなく、定期的・継続的に定期健診や予防処置を受けましょう。

☆家庭での予防方法も教えてもらい、実行しましょう。

お問合せ等

三重県歯科医師会事務局



TEL 059-227-6488 FAX 059-227-0510
HP <http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/index.htm>

三重県健康福祉部健康づくり室



TEL 059-224-2294 FAX 059-224-2340
HP <http://dkint01/kenkot/hp/hpm21/>